

平成13年1月21日教委訓令第13号

西東京市立学校給食の実施及び管理運営に関する規程

(給食の管理)

第1条 学校給食の管理及び運営は、教育委員会の指示に従って、学校長がこれを行う。

(給食運営委員会)

第2条 学校長は、教職員をもって給食運営委員会を組織し、給食運営委員会の組織及び実施計画について、教育委員会に報告するものとする。

(給食主任)

第3条 学校長は、教職員のうちから給食主任を選出する。

2 給食主任は、実施計画に基づく資材の購入、出納及び給食費の収支について管理する。

(給食の指導)

第4条 給食の献立、調理の方法等については、学校栄養士の指導により実施する。

(献立の作成)

第5条 給食の献立は、翌月分を前月上旬までに作成する。

(調理員の衛生)

第6条 調理員は、衛生に留意し、清潔な作業衣を着用しなければならない。

(食器の点検等)

第7条 食器及び機械器具は作業の前後必ず点検し、故障、き損、紛失を発見したときは速やかに給食主任に申し出るものとする。

(正確な献立)

第8条 給食の献立、量目は常に正確でなければならない。

(感染性疾病の届出)

第9条 調理員は、健康に特に留意し、本人のみでなく家族(同居者も含む。)に感染性の疾病のおそれがあるもの、又は疑わしいと思われるときは、学校長へ速やかに届け出てその指示に従わなければならない。

(給食調理室の立入)

第10条 関係者以外の者は、学校長の許可なく給食調理室に立ち入ることはできない。

(雑則)

第11条 この規程の施行に関して必要な事項は、学校長が教育長と協議して定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月21日から施行する。